

障がい者活躍推進計画

機関名	半田市 半田市教育委員会 半田市議会事務局 (以下、「半田市」と記載)
任命権者	半田市長 半田市教育委員会 半田市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
半田市における障がい者雇用に関する課題	半田市においては、令和6年6月1日時点における法定雇用率は達成しているものの、今後の定年退職や採用等を見込み、令和11年度における法定雇用率を達成するため、さらなる積極的な採用活動を行うとともに、採用した障がい者である職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理等を進める必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 (令和12年3月31日時点) 法定雇用率以上 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：3.06% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	障がい者である職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理等を進め定着を図る。 (評価方法) 毎年度末、人事記録等を元に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	障がい者である職員にとって働きやすい職場環境整備を行い、労働意欲や満足度の向上を図る。
④キャリア形成に関する目標	障がい者である職員が従事する職務(業務内容)の拡大・創出を検討し、業務を通じた自己の成長を支援する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として企画部人事課長を選任する。 ○障害者雇用推進者は障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 ○障害者職業生活相談員を選任し、障がい者である職員に対する日常的な相談や、指導を担当する各部署からの相談に応じる。 ○役割分担及び相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障がい者や、今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○基礎的環境整備として、障がい者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○大学生を対象としたインターンシップの中で障がい学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を検討するとともに、時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用も併せて検討する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5) その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるようにする。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。